図書館だより

野洲図書館☎586-0218・Fax587-5976
URL http://www.library.hohoemi-yasu.jp/
携帯 http://www.library.hohoemi-yasu.jp/i/
開館時間 本館＝午前10時～午後8時
（土・日曜日は午後6時まで）
中主分館＝午前10時～午後5時15分
分室＝午後0時30分～5時30分

■９月の行事　場問本館
おはなしの森／７日㈰・14日㈰・28日㈰午後２時30分～、ちっちゃなおはなしの森／11日㈭午前11時～、おはなし会／21日㈰午後２時30分～

■９月の休館日
月曜日、４日㈭・23日㈷　※分室は日曜日も休館。中主分館は16日㈫・24日㈬も休館。

「広域利用の協定によって、野洲市にお住まいの方は、草津・守山・栗東の市立図書館でも資料を借りていただけます。」



■新着図書から



『プラチナタウン』　楡周平著（祥伝社）「町長、老人集めて財政再建って、どうやんのすか？」平成の大合併からも爪弾きにされた、財政破綻寸前の田舎町が採った逆転の秘策とは？ シリアスな問題に明るく切り込む、硬派な新社会派小説。

▼名ばかり管理職▼ひとりっ子の取扱説明書▼「まだ結婚しないの？」に答える理論武装▼老老介護 その人生学と経済学▼「育てにくい子」と感じたときに読む本▼はじめてのロードバイク▼キャンピングカーで悠々セカンドライフ▼１枚の板から作る楽しい！合板木工▼プロが教える魚のさばき方と魚料理▼ミドリガメ、ゼニガメの医・食・住▼試合に勝つテニスダブルスが驚くほどうまくなる100の練習法▼山歩きを楽しむゆるトレッキング▼釣魚識別図鑑▼優雅に駆ける！乗馬上達のポイント50▼もっと効果が上がる！健康になる太極拳のコツ50

まちづくりステーション

このコーナーは、広聴制度で寄せられたご意見・ご提案等を掲載しています。問い合わせ…まちづくり政策室☎587－6037、℻586－2200

【ご意見】毎年、花火大会が終わった後、ごみが散乱しているのが大変残念です。ごみステーションをたくさん設置してもらったり、アナウンスで呼びかけてもらったりして、ましになっているのかもしれませんが…そこで、次の２点を提案させていただきます。

１．花火大会が始まる直前と終わるときに、ごみをステーションに捨てるように、効果的なアナウンスをする！「只今から花火が始まります。その際、お約束として、ごみは必ずごみステーションにお捨て頂きますようにお願いします。今日、お集まりの皆様は、約○千人です。この○千人の皆様が一つになって、野洲の花火大会を楽しんでいただくために、皆様のお力でポイ捨てゼロを実現したいと思います。きれいな花火にごみのポイ捨ては似合いません。よろしくお願いします。」など。

２．花火大会のチラシに、ごみのポイ捨て禁止と、帰る時の「ごみ拾いミニボランティア」の募集を載せる！

チラシに、「ごみ袋を持参して、周りのごみを拾って帰るミニボランティア大募集」「そんなボランティアがいる日本一の花火大会」などと載せていただきたいです。

【回答】「ごみ」については、その処理に多額の経費と労力を費やしているのが現状です。

頂きましたご提案につきましては、貴重なご意見として、今後の大会運営の参考にさせていただきます。

消費生活シリーズ

「波動水を飲むと病気が治る」と勧誘した業者に取引停止命令！

経済産業省は㈱バイオシーパルスに対し、特定商取引法違反行為を認定し、本年５月から11月までの６か月間、取引停止を命じました。

同社は、販売店の登録と一体として「パワーウェーブ（波動情報発生器）、ウェーブクリエーター（波動情報入力器）」と称する商品の連鎖販売業を行っていました。科学的な根拠なしに、病気が改善すると不実を告げて勧誘していたものです。

【相談】　友人から「波動を入れて飲む水の話を聞いて欲しい」と誘われ、勧誘者の自宅に連れて行かれた。勧誘者から、「この会社は波動水を作る機械を販売しているが、会員になって機械を販売すれば、マージンが入ってくる」と説明された。また、この波動水を飲むと「アトピーや糖尿病が改善する」と言われ、なにやら測定された。波動水を飲んだ後、再度測定され、結果が改善していると言われると、ついつい信用して10セット332万円で契約してしまった。

【アドバイス】水を飲むだけで病気が改善される事はありません。セールストークの中に医薬品でないにもかかわらず、病気が改善するなどと言われたら、それは薬事法違反です。また、「人を紹介し次々販売すればマージンが入る」という販売方法は、連鎖販売取引として、特定商取引法で規制されています。

㈱バイオシーパルスで被害にあった場合、ローン契約をしていれば、支払いを止める事が可能な場合がありますので、早くご相談ください。

【相談・問い合わせ】　市民生活相談室☎587－6063（月曜～金曜日午前９時15分～午後４時）